

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書

年 月 日

(あて先) 大津市長

住所
申告者 氏名
電話

次の家屋について、地方税法附則第15条の7第1項又は第2項に基づく固定資産税の減額に係る申告をします。

家屋の所在	大津市		
家屋番号		種類(用途)	☐ 住宅 ☐ 併用住宅 ☐ 共同住宅
構 造		延床面積	m ²
		住宅床面積	m ²
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
備 考			

(注1) 申告書には、裏面記載の書類を添付してください。

(注2) 申告書を提出する日が新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日以降になる場合は、申告書を提出できなかった理由を備考欄に記載してください。

【申告書添付書類】

行政庁の認定を受けて新築された住宅であることを証する書類

{大津市が発行した「認定通知書」の写し(第二号様式、第四号様式または第七号様式)}

【対象となる住宅の要件】

- 1 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定基準(耐久性、可変性、維持管理の容易性等)に基づき、所管行政庁の認定を受けて(着工前に認定申請必要)新築された住宅であること
- 2 新築時期が長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日(平成21年6月4日)から令和8年3月31日までのもの
- 3 専用住宅または併用住宅であること
(併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上であること)
- 4 住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下(一戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡以上)のもの

なお、共同住宅などで屋内にある廊下、階段、エレベーターホール等の共用部分がある場合は、この部分の床面積を各戸の床面積の割合に応じて按分し、按分後の各戸あたりの床面積で判定します。

また、店舗付き住宅のように住宅部分と住宅以外の部分とがある場合は、住宅部分の床面積が延床面積の2分の1以上になるものに限られます。

【減額される期間について】

- | | |
|--------------------|--------|
| ア 一般の住宅(イ以外の住宅) | 新築後5年間 |
| イ 3階建以上の中高層耐火構造住宅等 | 新築後7年間 |

【減額の範囲等】

1戸あたり120㎡相当分(住宅部分に限る)を上限として、当該住宅に係る固定資産税額の2分の1に相当する額を減額します。

都市計画税は減額されません。

現行の新築住宅特例に代えての適用となります。

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書

記載例

令和 〇年 〇 月 〇〇 日

(あて先) 大津市長

住所 大津市御陵町3番1号
申告者 氏名 大津 太郎
電話 077-528-2725

次の家屋について、地方税法附則第15条の7第1項又は第2項に基づく固定資産税の減額に係る申告をします。

家屋の所在	大津市 御陵町72-11		
家屋番号	72-11	種類(用途)	☒ 住宅 ☐ 併用住宅 ☐ 共同住宅
構 造	鉄骨造瓦葺2階建	延床面積	100.50 m ²
		住宅床面積	100.50 m ²
建築年月日	令和 〇年 〇 月 〇〇 日	登記年月日	令和 〇年 〇 月 〇〇 日
備 考			

(注1) 申告書には、裏面記載の書類を添付してください。
(注2) 申告書を提出する日が新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日以降になる場合は、申告書を提出できなかった理由を備考欄に記載してください。